

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

臓器移植の推進につきましては、日頃からご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）につきましては、既に施行された部分を除き、公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）から施行されることとなっております。また、改正法の施行に伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

脳死判定の記録等につきましては、これまで記載すべき内容を盛り込んだ書式例を参考としてお示ししてきたところですが、今般、改正法及び改正省令の施行に伴い、書式例の改正を行いました。主な改正点は以下のとおりです。

○脳死判定の的確実施の証明書書式例

：小児の脳死判定が可能となったことに伴う改正

○脳死判定記録書式例及び脳死判定承諾書書式例

：本人が脳死判定を拒否していない場合においても、脳死判定が可能となったことに伴う改正

○臓器摘出記録書式例及び臓器摘出承諾書書式例

：本人が臓器摘出を拒否していない場合においても、臓器摘出が可能となったことに伴う改正

今回の改正を含めた最新の書式例を別添として同封しておりますので、貴管内の医療機関への説明等においてご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

時節柄御自愛の程お祈り申し上げます。

敬 具

平成22年6月25日

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長

辺見 聡

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 中核市 }